

建設業大臣許可申請（変更届）などの確認資料について

平成21年4月1日から従前の許可申請書及び営業所の新設に係る変更届出書に加え、経營業務の管理責任者証明書及び専任技術者証明書の変更に係るものについても確認資料の提出が必要となります。

法定書類は都県庁窓口へ持参してください。

許可申請書、変更届出書その他法令で定められている提出書類（法定書類）は、主たる営業所の存する都県庁窓口を持参してください。

確認資料は関東地方整備局へ直接送ってください。

都県庁窓口申請後、1週間以内に確認資料（法定書類以外の書類）を、関東地方整備局建政部建設産業第一課あて別紙「建設業許可申請に係る確認資料の送付について」を添付して送付（持参も可）してください。

確認資料を送っていただかないと事務処理が出来ません。
詳細後述。

平成21年3月

国土交通省 関東地方整備局

<大臣許可に係る建設業許可申請等の確認資料について>

1. 確認資料とは

「確認資料」とは、建設業許可申請書、変更届出書その他法令で定められている提出書類（法定書類）とは別に、その申請等の内容を関東地方整備局が審査するために必要な資料（書類）のことです。資料の返却は原則として行っていません。

2. 提出が必要な場合

許可申請書（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新）、経營業務の管理責任者証明書、専任技術者証明書及び変更届出書（「営業所の新設」に限る）の提出を行った際、その確認資料の提出が必要となります。なお、**その他の変更届出書の提出の際は、確認資料の提出は不要です。**

3. 提出方法

許可申請書、経營業務の管理責任者証明書、専任技術者証明書又は変更届出書（「営業所の新設」に限る）に係る確認資料は、直接「関東地方整備局建政部建設産業第一課建設業係」あてに送付（持参も可）して下さい。その際に**許可申請書、経營業務の管理責任者証明書、専任技術者証明書又は変更届出書の控えをコピー（それぞれ第1面のみ）**して同封願います。

（確認資料の送付先）

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係 あて

TEL 048-600-1906

4. 提出資料（全てコピーを提出）

○許可申請書（更新）の場合

- (1) 「経營業務の管理責任者」の確認資料・・・後述Ⅰ
- (2) 「専任技術者」の確認資料・・・・・・・・・・Ⅱ
- (3) 「令第3条に規定する使用人」の確認資料・・・Ⅲ
- (4) 営業所の確認資料・・・・・・・・・・Ⅳ

○許可申請書（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加）の場合

- (1) 「経營業務の管理責任者」の確認資料・・・・Ⅴ
- (2) 「専任技術者」の確認資料・・・・・・・・・・Ⅵ
- (3) 「令第3条に規定する使用人」の確認資料・・・Ⅲ
- (4) 営業所の確認資料・・・・・・・・・・Ⅳ

○変更届出書（「営業所の新設」に限る）の場合

- (1) 「専任技術者」の確認資料・・・・・・・・・・Ⅵ
- (2) 「令第3条に規定する使用人」の確認資料・・・Ⅲ
- (3) 営業所の確認資料・・・・・・・・・・Ⅳ

○経營業務の管理責任者証明書の場合・・・・Ⅴ

○専任技術者証明書の場合・・・・・・・・Ⅵ

<確認資料一覧>

I 経營業務の管理責任者の確認資料

◎現在の常勤性を証明する資料

1 住民票（外国籍の方は外国人登録原簿）等現住所が確認できる資料

現住所が住民票と異なる場合は、住民票及び現住所が確認できる資料（現住所の賃貸契約書の写し、公共料金の領収書の写し等）

なお、住民票は発行後**3ヶ月以内**のもの、公共料金の領収書の写し等は**直近1ヶ月分**で提出願います。

2 健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証の写し

直近の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知の写し又は健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写しも可

ただし、国民健康保険など、申請会社で保険の適用を受けていない場合は、以下の順で更にいずれかの資料が必要です。

ア) 住民税特別徴収税額通知書の写し

イ) 確定申告書（法人においては表紙と役員報酬明細の写し（**受付印押印**のもの））

ウ) 後期高齢者等については、厚生年金保険70歳以上被用者該当届又は厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届の写し

エ) その他、常勤が確認できるもの

なお、経營業務管理責任者が他社役員と兼務する場合は、事前に相談してください。

II 専任技術者の確認資料

◎現在の常勤性を証明する資料

1 住民票（外国籍の方は外国人登録原簿）等現住所が確認できる資料

現住所が住民票と異なる場合は、住民票及び現住所が確認できる資料（現住所の賃貸契約書の写し、公共料金の領収書の写し等）

なお、住民票は発行後**3ヶ月以内**のもの、公共料金の領収書の写し等は**直近1ヶ月分**で提出願います。

2 健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証の写し

直近の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知の写し又は健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写しも可

ただし、国民健康保険など、申請会社で保険の適用を受けていない場合は、以下の順で更にいずれかの資料が必要です。

ア) 住民税特別徴収税額通知書の写し

イ) 確定申告書（法人においては表紙と役員報酬明細の写し（**受付印押印**のもの））

ウ) 後期高齢者等については、厚生年金保険70歳以上被用者該当届又は厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届の写し

エ) その他、常勤が確認できるもの

なお、出向の場合は別途確認資料（出向協定書の写し等）が必要です。

Ⅲ 令3条に規定する使用人の確認資料

- 1 住民票等現住所が確認できる資料（前記Ⅰ1参照）
- 2 健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証の写し等（前記Ⅰ2参照）
なお、出向の場合は別途確認資料（出向協定書の写し等）が必要です。
- 3 本人に代表権のない場合（取締役以外の場合等）は、委任状の写し（見積・入札・契約締結等の権限を有していることを確認できるもの）

Ⅳ 営業所の確認資料

1 営業所の実態を確認する資料（P.7 参照）

- ア) 営業所所在地付近の案内図（交通機関の最寄りの駅等からの経路がわかるもの）
- イ) 営業所等の写真（明瞭なもので下記の全て。デジカメでの撮影も可。）
 - a. 営業所の外部・・・建物の全景及び営業所の案内板を写したもの
 - b. 営業所の内部・・・主な執務室の状況が確認できる程度のもの
 - c. 建設業の許可票・・・建設業法施行規則第25条第2項前段に規定する標識の記載内容と設置場所が確認できるもの
 - d. その他・・・営業所の名称を明記した営業所の入口部分を写したものの、また営業所がビル内に所在する場合は建物の入口又はエレベータホール等にある営業所の案内板を写したもの
- ウ) 他社等の営業所とフロアを共有している場合には平面図等を添付して下さい。

2 建物の所有状況が確認できるもの

- ア) 自社所有の場合は次のいずれか
 - ・当該建物の登記簿謄本の写し（発行後**3ヶ月以内**のもの）
 - ・当該建物の固定資産物件証明書又は固定資産評価額証明書の写し
- イ) 賃借している場合は当該営業所の賃貸借契約書
なお、記載されている賃貸借期間が**自動継続等**で確認できない場合は、**直近3ヶ月分**の賃借料の支払いを確認できるもの（領収書、振込明細等）が必要です。

V 経營業務の管理責任者の確認資料

◎現在の常勤性を証明する資料

1 住民票（外国籍の方は外国人登録原簿）等現住所が確認できる資料

現住所が住民票と異なる場合は、住民票及び現住所が確認できる資料（現住所の賃貸契約書の写し、公共料金の領収書の写し等）

なお、住民票は発行後**3ヶ月以内**のもの、公共料金の領収書の写し等は**直近1ヶ月分**で提出願います。

2 健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証の写し

直近の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知の写し又は健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写しも可

ただし、国民健康保険など、申請会社で保険の適用を受けていない場合は、以下の順で更にいずれかの資料が必要です。

ア) 住民税特別徴収税額通知書の写し

イ) 確定申告書（法人においては表紙と役員報酬明細の写し（**受付印押印**のもの））

ウ) 後期高齢者等については、厚生年金保険70歳以上被用者該当届又は厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届の写し

エ) その他、常勤が確認できるもの

なお、経營業務管理責任者が他社役員と兼務する場合は、事前に相談してください。

◎経營業務の管理責任者としての経験を証明する資料

3 経験期間を証明するもの

ア) 法人の役員としての経験については商業登記簿謄本、履歴事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本

イ) 建設業者の令3条に規定する使用人としての経験については、変更届出書（令3条に規定する使用人就任時と退任時）の写し

4 経験業種を証明するもの（3の期間分必要となります）

ア) 法人の役員としての経験については建設業許可通知書の写し

イ) 建設業者の令3条に規定する使用人としての経験については経験期間中の様式第1号別表の写し又は新様式の別紙二（1）

ウ) 許可のない期間中の軽微な工事での経験については工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し

VI 専任技術者の確認資料

◎現在の常勤性を証明する資料

1 住民票（外国籍の方は外国人登録原簿）等現住所が確認できる資料

現住所が住民票と異なる場合は、住民票及び現住所が確認できる資料（現住所の賃貸契約書の写し、公共料金の領収書の写し等）

なお、住民票は発行後**3ヶ月以内**のもの、公共料金の領収書の写し等は**直近1ヶ月分**で提出願います。

2 健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証の写し

直近の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知の写し又は健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写しも可

ただし、国民健康保険など、申請会社で保険の適用を受けていない場合は、以下の順で更にいずれかの資料が必要です。

ア) 後期高齢者等については、厚生年金保険70歳以上被用者該当届又は厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届の写し

イ) 住民税特別徴収税額通知書の写し

ウ) 確定申告書（法人においては表紙と役員報酬明細の写し（**受付印押印**のもの））

エ) その他、常勤が確認できるもの

なお、出向の場合は別途確認資料（出向協定書の写し等）が必要です。

◎実務経験を証明する資料（技術者の要件が実務経験の場合）

3 実務経験の内容を証明するもの

ア) 証明者が建設業許可を有している期間については建設業許可通知書の写し

イ) 証明者が建設業許可を有していない期間については工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し

4 実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか

ア) 健康保険被保険者証の写し（事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。）

イ) 厚生年金加入期間証明書又は被保険者記録照会回答票

ウ) 住民税特別徴収税額通知書の写し（期間分）

エ) 確定申告書（役員に限る…表紙と役員報酬明細の写し（**受付印押印**のものを期間分））

オ) その他（出向等の場合は個別に相談してください。）

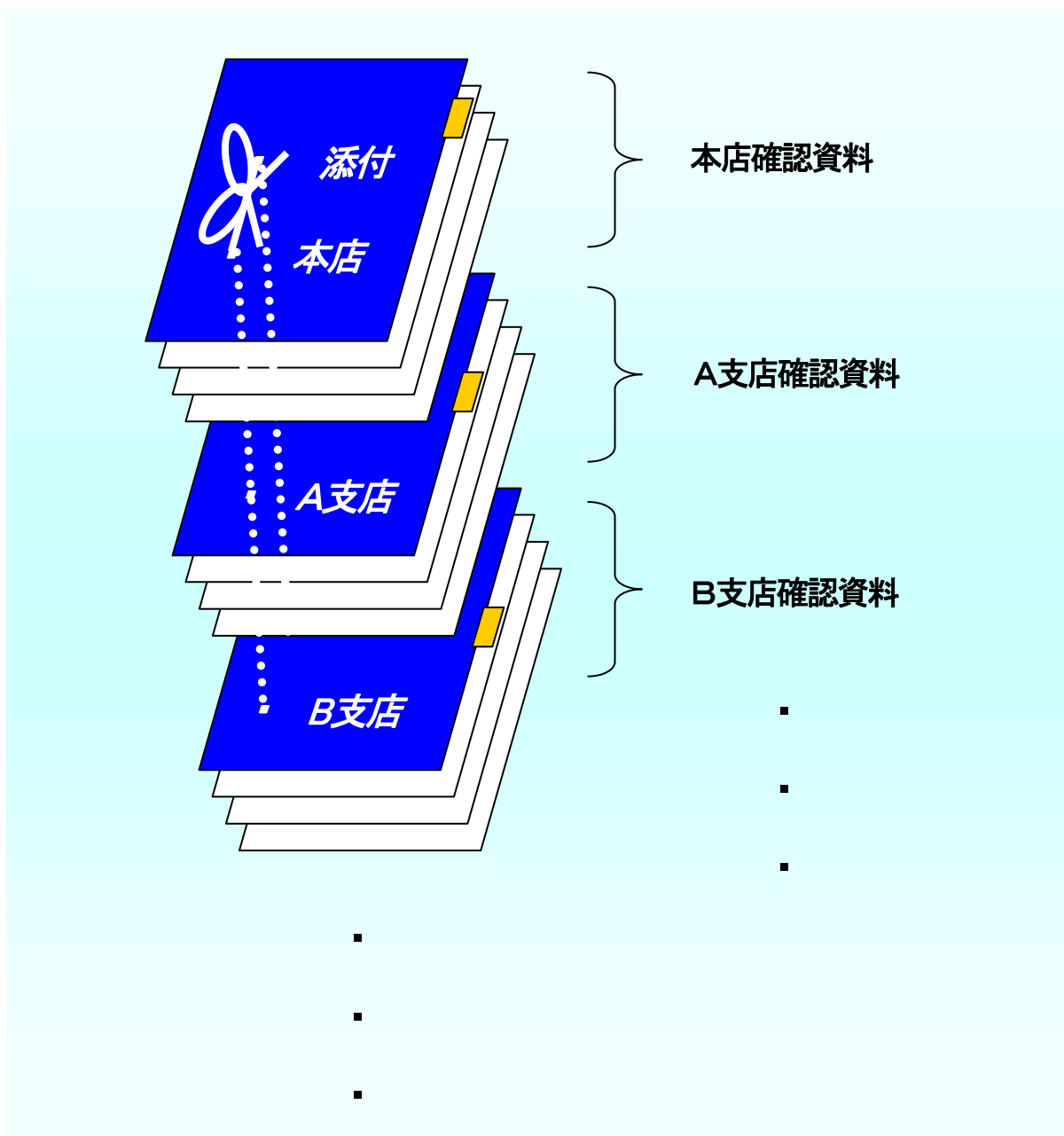
VI' 指導監督的実務経験の確認資料

1 実務経験証明期間の常勤を確認できるもの（上記VI 4 参照）

2 実務経験の内容欄に記入した工事全てについての契約書の写し

<確認資料のまとめかた>

各営業所毎に確認資料をとりまとめのうえ、別紙「建設業許可申請書に係る確認資料の送付について」を、各々営業所毎に添付して送付してください。
(下図参照)



- ・ A4 版にとりまとめて左側 2 穴にし、ひもとじとしてください
- ・ 資料が多い場合には、ファイルでの提出でもかまいません
- ・ 営業所毎にインデックスを付けてください

○ 営業所の確認資料 記載様式例

＜営業所所在地案内図＞

A 4 で作成

商号又は名称	
所在地	
電話	
略 図	(わかり易く記入し、営業所を朱で着色すること)

＜営業所写真＞

A 4 で作成

営業所名称	年 月撮影	営業所の入口
建物の全景 (看板、表札等を含む)		
営業所の内部		建設業の許可票 (記載内容及び設置場所がわかるもの)

* 複数ページでの提出も可能です。

関東地方整備局長殿

所在地
申請者 商号又は名称
代表者氏名



建設業許可申請書等に係る確認資料の送付について

今般建設業法に基づく国土交通大臣の許可申請等を行ったので、許可申請等に関する確認資料を送付します。

記

既に許可を受けている場合はその許可番号		
主たる営業所の所在する都県名		
都県受付年月日		
許可の区分		建設業
主たる営業所	名称	
	所在地	
	電話番号	
営業しようとする建設業	特 定	
	一 般	
経營業務の管理責任者	氏 名	
専任技術者	氏 名	(担当する建設業の種類)
	氏 名	(担当する建設業の種類)
	氏 名	(担当する建設業の種類)

(商号又は名称 _____ 許可番号 _____)

その他の 営業所	名 称	
	所 在 地	
	電話番号	
営業しようとする建設業	特 定	
	一 般	
令第3条に規定する使用人	氏 名	
専任技術者	氏 名	(担当する建設業の種類)
	氏 名	(担当する建設業の種類)
	氏 名	(担当する建設業の種類)

注：各営業所毎に確認資料をとりまとめのうえ、この様式を添付してください。

証明書等に関する確認資料の場合には、該当する項目について記入して下さい。